

岩手県告示第510号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

。

平成25年7月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 大船渡市、花巻市、北上市、一関市、釜石市、奥州市及び気仙郡住田町
- 2 基本測量を実施する期間 平成25年7月4日から平成26年3月14日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）